

凡例 ①：代表者／所在地

別紙

②：営業停止期間 ③：法令根拠 ④：処分理由

## 1 シオユメソウケン株式会社 (許可なし)

①	猪瀬 愛悠 ／ 東京都江戸川区瑞江二丁目6番地1号パールスカイビル1F
②	令和8年1月5日（月曜日）～令和8年1月7日（水曜日）（3日間）
③	建設業法第28条第3項（第2項第2号該当）
④	シオユメソウケン株式会社は、建設業法第3条第1項の許可を有していないにもかかわらず、東京都内の民間工事において、建設業法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の工事を請け負った。 このことが、建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。

## 2 株式会社レニューパシフィック (許可なし)

①	森本 蓮 ／ 千葉県市川市香取一丁目2-10-D
②	令和8年1月5日（月曜日）～令和8年1月7日（水曜日）（3日間）
③	建設業法第28条第3項（第2項第2号該当）
④	株式会社レニューパシフィックは、建設業法第3条第1項の許可を有していないにもかかわらず、東京都内の民間工事において、建設業法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の工事を請け負った。 このことが、建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。

## 3 EYL株式会社 (許可なし)

①	石戸谷 充 ／ 東京都千代田区九段北一丁目4番1号日本地所ブルックスビル6階
②	令和8年1月5日（月曜日）～令和8年1月8日（木曜日）（4日間）
③	建設業法第28条第3項（第2項第2号該当）
④	EYL株式会社は、建設業法第3条第1項の許可を有していないにもかかわらず、東京都内の複数の民間工事において、建設業法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の工事を請け負った。 このことが、建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。

## 4 ソーエネ株式会社 (東京都知事(般-7)第151993号)

①	齋藤 聰史 ／ 東京都渋谷区東一丁目27番7号
②	令和8年1月5日（月曜日）～令和8年1月8日（木曜日）（4日間）
③	建設業法第28条第3項（第2項第2号該当）
④	ソーエネ株式会社は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、電気工事業の許可を有していないにもかかわらず、東京都内外の複数の民間工事において、建設業法施行令第1条の2第1項に規定されている金額以上の工事を請け負った。 このことが建設業法第28条第2項第2号及び同条第3項に該当する。

## 5 東通ビジネス株式会社（許可なし）

①	金澤 栄 ／ 東京都八王子市大和田町四丁目 30 番 18 号
②	令和 8 年 1 月 5 日（月曜日）～令和 8 年 1 月 8 日（木曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	<p>東通ビジネス株式会社は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を有していないにもかかわらず、東京都内の複数の民間工事において、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定されている金額以上の工事を請け負った。</p> <p>このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。</p>

## 6 株式会社オフィスネクサス（許可なし）

①	中村 良幸 ／ 東京都豊島区南池袋二丁目 47 番 6 号
②	令和 8 年 1 月 5 日（月曜日）～令和 8 年 1 月 8 日（木曜日）（4 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 2 項第 2 号該当）
④	<p>株式会社オフィスネクサスは、建設業法第 3 条第 1 項の許可を有していないにもかかわらず、東京都杉並区内及び荒川区内の民間発注の工事において、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に規定される金額以上の工事を請け負った。</p> <p>このことが、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。</p>

## 7 株式会社グラスフィアジャパン（東京都知事（般－6）第 142879 号）

①	磯部 順一 ／ 東京都中央区日本橋人形町三丁目 1 番 11 号 NNT ビル 6 階
②	令和 8 年 1 月 5 日（月曜日）～令和 8 年 1 月 26 日（月曜日）（22 日間）
③	建設業法第 28 条第 3 項（第 1 項第 2 号該当）
④	<p>株式会社グラスフィアジャパンは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 3 月の間、大阪府松原市内の工事外複数の工事において、直接的雇用関係のない出向者を主任技術者として配置した。</p> <p>このことが、建設業法第 26 条第 1 項に違反し、第 28 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項に該当する。</p>